

託送供給約款の認可について

(趣旨)

東部瓦斯株式会社（以下「東部瓦斯」という。）から、平成29年12月7日付けで経済産業大臣あてに託送供給約款変更の認可申請があり、12月12日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答についてご確認いただく。

主なポイント

1. 経緯

東部瓦斯は、託送供給約款において、スイッチングにおける託送供給契約の申込期限を「託送供給開始日の前日から起算して5日前まで」と規定しているところ、休日を挟んだ場合の対応が困難であることから、これらを改めるための託送供給約款変更の認可申請（ガス事業法第48条第2項）がなされ、大臣より意見を求められているところ。（同第177条第1項第7号）。

2. 申請の概要

(1) 事業者の概要

名 称：東部瓦斯株式会社

供給区域：秋田県秋田市、福島県郡山市、茨城県水戸市など

資本金：407百万円

需要家数：220千個（H28.3末現在）

従業員数：467名（H28.3末現在）

(2) 変更内容

①変更前

当社の定める様式により、託送供給開始日まで（ただし、供給者切替の場合は、託送供給開始日の前日から起算して 5日前まで）に、個別契約の申し込みをしていただきます。

②変更後

当社の定める様式により、託送供給開始日まで（ただし、供給者切替の場合は、託送供給開始日の前日から起算して 5営業日前まで）に、個別契約の申し込みをしていただきます。

(3) 実施期日 平成30年3月1日

(4) 参考情報

- ・東部瓦斯区域内におけるスイッチング件数（11月末時点）：985件
- ・新規参入事業者数：3社（日本瓦斯、東京電力エナジーパートナー、東日本ガス）

3. 認可申請に係る意見について

申請内容について、適正なガス取引の確保の観点から評価した結果、特段の問題はないと評価されるため、認可することに異存がない旨、回答することとした。